破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８１号

奈良県葛城市東室114番地１

債務者　木村　政代

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号

奈良県北葛城郡王寺町元町２丁目８番26号

債務者　松岡　妙子

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号

奈良県北葛城郡河合町高塚台２丁目12番地３

債務者　下村　明美

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号

奈良県大和高田市東中１丁目６番27号

債務者　水戸川亜紀（旧姓坂口）

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号

奈良県香芝市磯壁３丁目65番地の３　辻本ハイツ306号

債務者　岡本すみれ（旧姓津々木）

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号

奈良県橿原市四条町10番地の１　市営住宅２棟301

債務者　杉本　道夫

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２１号

和歌山県東牟婁郡串本町串本485番地

債務者　大屋工事店こと　大屋　孝治

1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１６号

岩手県釜石市鵜住居町第15地割73番地１、旧住所岩手県上閉伊郡大槌町須賀町３番12号

債務者　三浦　信悦

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９号

岩手県上閉伊郡大槌町大町15番13号　コーポ大町３号、旧住所岩手県上閉伊郡大槌町新町７番30号

債務者　及川　　努

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２１号

愛知県日進市香久山３丁目301番地２　香久山パークスクエアＳ棟505

債務者　近藤　達也

1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９４号

名古屋市中村区長筬町４丁目63番地　Ｋハイツ203号

債務者　内田　由美

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５００号

愛知県津島市神守町字六反田22番地　エスポワール神守Ａ棟101号

債務者　青木さとる

1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６５６号

大阪府茨木市玉島２丁目10番18号

債務者　瀬島　教光

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで

5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部